

死刑執行に対する声明

私たちの国は、2016年3月25日、福岡拘置所において吉田純子氏に対し、大阪拘置所において蒲田安利氏に対し、それぞれ死刑を執行した。岩城光英法務大臣は、昨年10月に就任後、同年12月18日に2名に対する死刑の執行を命じたが、今回はその3ヶ月後に、さらに2名に対する死刑の執行を命ずるものであった。

当会は、袴田事件再審開始決定及び飯塚事件・名張事件再審請求棄却決定により、死刑制度には誤った判断により人の命を奪うという取り返しのつかない重大な不正義を生ずる可能性があることが改めて明らかになったことを受けて、2013年6月18日付で速やかな死刑制度の廃止を求める決議を行い、これを法務大臣に提出した。人が運用する以上、誤りの起こらないシステムは絶対に存在し得ず、死刑制度というシステムを維持し、運用する以上、究極の不正義が発生する可能性を誰も否定することはできない。

とりわけ私たちの国においては、死刑の適用が問題となる事件において、手厚い弁護権・防御権の保障がなされているとは言えない。必要的（自動的）上訴制度は存在せず、一审判決で死刑が言い渡された後、控訴審の弁護人が選任されるまでは国選弁護人がいない状況が生じ、また再審請求には国選弁護人制度が存在しないなど、誤判による死刑判決が生じやすい状況が存在している。

吉田氏については、事件の首謀者ではないことを主張して、最高裁まで争っていたものであるが、後に教悔を得て、2015年に再審請求が棄却されて以後は、再審請求も恩赦も拒否をして、被害者の冥福を祈り続けていたと伝えられている。その心情の変化は、教悔をはじめとする、刑事施設における様々な処遇によってもたらされたところが大きいと考えられる。その刑事施設において、処遇を担うべき刑務官自身の手により、被収容者の命を奪う刑罰が執行されるという制度には、解消し得ない深刻な矛盾があるといわざるをえない。

鎌田氏については、警察の取調べに対しては自白をしたもの、公判では一貫して無実を訴え続けていた。多くの冤罪事件が、捜査段階での自白に基づいて産み出されてきたという歴史的事実をふまえると、鎌田氏に対しても、誤判のおそれが絶対にないとは言い切れない。鎌田氏に対する死刑判決は、2005年7月に最高裁が上告を棄却して確定したが、その後、10年以上の間、死刑の執行がなされなかったことにより、鎌田氏は今回の死刑執行時点で75歳となっていた。高齢者の死刑囚にたいする死刑執行は、残虐な刑罰の一種として禁止しているのが今日の国際的な潮流である。

本来的に被収容者の更生を目的としている刑事施設において、処遇を担うべき刑務官の手によって、その命を奪うという死刑制度は、それ自体が拭いがたい矛盾をはらんでいる。処遇の成果により、顕著な改悛の情を持つに至った者に対し、なおも死刑を執行せねばならないという理由があるのかについても、根本的に疑問である。そして何よりも、誤判がありうる以上、死刑の執行により、絶対に回復不能な不正義が生ずる可能性を否定することができない。国家の行為によって様々な不正義をもたらしかねない死刑制度には、刑事司法制度として根本的な欠陥を抱えていることを意味する。当会は、刑事司法制度に直接



携わる法律実務家の団体として、そのような根本的欠陥を持つ制度の存続自体を到底容認できない。したがって、あらゆる事案に対する死刑の執行に反対するものである。

以上から、当会は、今回の死刑執行に強く抗議するとともに、私たちの国の刑事司法制度が不正義を生み出すことのないよう、死刑制度廃止の実現を目指して引き続き取り組んでいくことを表明する。

2016年3月30日

京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会

